



津島市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、災害などにより甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）の機能の早期復旧を図ることを目的として、この2の規定に基づいた協定を締結する。

災害時における復旧支援協力及び維持管理修繕に関する協定

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援等に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（協定下水道施設の名称及び範囲）

第2条 協定下水道施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公共下水道の管渠、マンホール、取付管、マンホール蓋
- (2) コミュニティ・プラントの管渠、マンホール、取付管、マンホール蓋
- (3) その他、甲乙協議に定める

（復旧支援協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、次の各号に掲げる業務の支援を要請することができる。

- (1) 災害等の状況を確認するために行う調査
- (2) 災害等報告に必要な資料の作成
- (3) 被災した協定下水道施設の応急復旧工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う維持又は修繕に関する工事
- (4) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成
- (5) その他、甲と乙の協議により必要とされる業務

2 前項の復旧支援等の要請に関する甲の連絡窓口は津島市上下水道部内、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援等の要請は支援内容を明らかにした協力要請書（第1号様式）（以下、「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により問い合わせる場合は電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において要請書を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

津 島 市

（管理責任者の承認）

第4条 乙は、前条の規定による業務を遂行するときは、甲の承認を得ることなく工事をし、維持を行う。

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

（費用）

中部支部愛知県部会

第5条 第3条の業務にかかる費用は甲の負担とする。



災害時における復旧支援等協力に関する協定

津島市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、災害などにより甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力及び維持管理修繕（以下、「復旧支援等」という。）に関して以下のとおり下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援等に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（協定下水道施設の名称及び範囲）

第2条 協定下水道施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公共下水道の管渠、マンホール、取付管、マンホール蓋
- (2) コミュニティ・プラントの管渠、マンホール、取付管、マンホール蓋
- (3) その他、甲乙協議に定める

（復旧支援協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、次の各号に掲げる業務の支援を要請することができる。

- (1) 災害等の状況を確認するために行う調査
- (2) 災害等報告に必要な資料の作成
- (3) 被災した協定下水道施設の応急復旧工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う維持又は修繕に関する工事
- (4) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成
- (5) その他、甲と乙の協議により必要とされる業務

2 前項の復旧支援等の要請に関する甲の連絡窓口は津島市上下水道部内、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援等の要請は支援内容を明らかにした協力要請書（第1号様式）（以下、「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において要請書を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（管理者承認の不要）

第4条 乙は、前条の規定による業務を遂行するときは、甲の承認を得ることなく工事又は、維持を行うことができる。

（費用）

第5条 第3条の業務にかかる費用は甲の負担とする。

2 費用の算出方法については、公益社団法人日本下水道協会発刊の「下水道施設維持管理積算要領」に基づき、実施数量と実態を反映して積算した額を基に、甲乙協議により決定する。

第6条 乙は、第3条の業務が終了したときは、すみやかに甲に対し要請協力実施報告書（第2号様式）（以下、「報告書」という。）をもって報告を行う。

2 乙は、毎年4月1日現在において災害時の復旧支援等に備えて、復旧支援等が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告する。
（協定下水道施設データの提供）

第7条 甲は、協定下水道施設の調査に必要となる図面等をPDF等の電子データにて、乙に提供する。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡もしくは無断使用してはならない。

3 甲は、適宜、最新の電子データを乙に提供する。
（協定下水道施設データの開示）

第8条 乙は、第3条第2項に基づく支援要請があったとき、復旧支援等に出動する乙の会員に対し前条の電子データを開示することができる。

2 復旧支援等に出動した乙の会員は、前条の電子データを復旧支援業務又は、必要な報告書等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前2項を準用する。
（広域被災）

第9条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（違反措置）

第11条 甲又は乙が、この協定の定め違反した場合、甲又は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

第1 令和2年3月31日

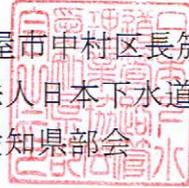
公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
県部会長

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市
津島市長

日比一昭



乙 愛知県名古屋市中村区長茂町1丁目11番地
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会



県部会長

本多行夫



以書中における復旧支援等に関する協定第3条に規定に基づき、下記のとおり実施します。

依頼内容	職名 氏名 (電話)
要請日時	年 月 日 () 時 分
要請理由	
要請内容	
履行場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日まで 期間： 年 月 日～ 年 月 日
備考	

第1号様式 (第3条関係)

第 月 号
年 月 日

津島市
公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
県部会長 様

公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
津島市
津島市長

復旧支援等要請実施報告書

復旧支援等要請書

災害時における復旧支援等に関する協定第3条に規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請番号	職名
要請担当者	氏名 (電話)
要請日時	氏名 年 月 日 () 時 分
要請理由	職名
要請内容	氏名 (電話)
履行場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日まで 期間： 年 月 日～ 年 月 日
備考	

年 月 日

津島市
津島市長 様

公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
県部会長

復旧支援等要請実施報告書

災害時における復旧支援等に関する協定第3条の規定に基づき要請がありました業務実施について、同協定第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

要請書番号	年 月 日付け 第 号
報告担当者	職名 氏名 (電話)
実施業務の内容	
業務従事者	職名 氏名 (電話)
履行場所	
履行の期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	※業務の内容がわかる実施内訳書等の書類を添付してください。

